

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

（昭和三十三年三月三十一日法律第四十一号）

改正 昭和三十五年八月一日法律第一三六号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律をここに公布する。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 健康管理（第三条・第六条）
- 第三章 医療（第七条・第十四条の八）
- 第四章 原子爆弾被爆者医療審議会（第十五条・第十七条）
- 第五章 雑則（第十八条・第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれていた健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものとする。

（日法八ノ一）

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つた被爆者の健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があるとき、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

第三章 医療

（医療の給付）

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する

第十六編 厚生

第二章 医事

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律）

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けたような事情の下にあつた者

四 前二号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

第二章 健康管理

（被爆者健康手帳）

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地とする。以下同じ）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ）に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（健康診断）

第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（記録）

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つた被爆者の健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該医療機関の指定を受けるものとする。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させるに不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。